

令和3年度

# 学 校 安 全 マ ニ ュ ア ル

蒲郡市立西浦中学校

# 防 災 対 策 の 基 本

我々教師が第一に考え、行動することは、『生徒の生命の安全確保』を図ること。  
次に、『生徒を確実に保護者に引き渡すこと』です。

## I 基本方針

予想される自然災害から児童生徒の生命及び身体の安全を守り、学校施設の被害と教育の停滞を最小限度に食い止めるために、蒲州市・愛知県を中心とした関係諸機関・地域諸団体・PTA等との連携を密にする。

また、綿密で周到な対応計画を立て、日常の指導と想定訓練を徹底して行う。学校施設・設備の整備と点検を常時実施し、**南海トラフ臨時地震情報（巨大地震警戒）が発表された場合**や災害の発生に対応できる校内組織及び態勢作りに努める。

## II 地震対策計画

### 1 地震に関する実践的計画

#### (1) 教職員の研修

##### ① 目的

地震に対する知識を深め、地震対策全般を理解し、生徒及び保護者に啓発活動と指導を行うことにより生命の安全の確保を図る。

##### ② 防災委員会の実施時期と方法

防災委員会は、年3回の「避難訓練」実施の前後に全職員を対象に実施する。

##### ③ 防災委員会の研修項目

- ・ 予想される地震に対する専門的知識
- ・ 地震防災教育の基本的な考え方
- ・ 学校及び校区の予想される被害
- ・ 南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び発生した場合に、防災上とるべき行動指針

※ 情報活動

※ 広報活動

※ 避難方法

(避難地の選定、避難ルート、避難の際の留意事項、通学路の選定と対策)

- ・ 地震防災対策として実施しておかなければならない措置及び対策
- ・ 防災機関が講ずる対策の内容
  - ※ 県及び市の自治体の対応
  - ※ JR及び名鉄の対応
  - ※ 交通規制
  - ※ 公的機関（自治会、土地改良組合）の対応
- ・ 教職員及び生徒の役割
- ・ 応急看護法
- ・ その他

## (2) 生徒に対する指導

### ①目的

生徒が、発達段階に応じて地震及び地震対策について理解して、学校・地域・家庭の防災上の実態を把握し、避難方法と身の安全を守る意識を身につけ、状況に応じて安全に行動できる態度を養う。

### ②指導の方法・実施時期

・学校行事

※ 全校生徒集会……………避難時の整然とした行動・整列・集合

※ 通学団会 ……………登下校時の地震への対応

・避難訓練は、年3回実施する。

〔4月〕避難経路の確認（基本となる教室からの避難経路）

〔9月〕火災を想定した避難訓練・消火訓練

〔1月〕地震を想定した避難訓練

（学級単位でない不定形グループによる避難訓練）

### ③指導内容

・地震と防災についての基礎知識

・学校・地域・家庭防災の現状と対策

・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における、場所・時間・状況等による対処法

・地震発生・緊急地震速報発令時における、場所・時間・状況等による対処法

・土砂災害警戒情報発令時における、場所・時間・状況等による対処法

※ 詳細は p. 16 土砂災害に関する避難確保計画参照

## (3) その他

・学校と保護者の連携のあり方を研究する。

・内容・方法等については、別に定める。

## 2 防災訓練

### (1) 目的

地震に関する実践的教育計画に基づき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における避難行動と災害発生時における避難行動について、日頃より生徒が冷静かつ整然と行動がとれるよう、防災訓練を行うことを目的とする。

### (2) 対策と心構え

#### ①教職員

ア 生徒の生命尊重を第一とし、とっさの場合に教師の指示で退避行動がとれるようにしておく。

・予想される地震及び被害状況に関する知識の習得

・防災上のとるべき行動指針、情報収集、避難方法

イ 緊急時の自己の役割分担を熟知しておく。

ウ 避難口・避難経路や場所を常に確認しておく。

エ 緊急用品の保管場所を確認し、その使用方法に慣れておく。

<保管しておくべき物>

本部旗 …… 職員室

メガホン …… 職員室前廊下

整列目印……	職員室	救急薬バッグ……	保健室
担架……	保健室	救出用工具 ……	職員室廊下
懐中電灯……	職員室	乾電池 ……	職員室消耗戸棚
生徒名簿……	職員室	AED ……	正面玄関外
発電機……	相談室	ソーラーパネル…	相談室

オ 平時から生徒の家庭との連絡を絶やさず，メール配信の整備する。

カ 教科担任は，授業にいく場合は常に該当学級の名簿を持って行く。

キ 学級担任は，教室に生徒名簿を常に置いておく。

※校舎は耐震補強がなされ，体育館は耐震構造になっている。また，学校の建造物は，建築基準法に定められた基準以上の強度を持たせてあるので，近辺の家屋が倒壊するような地震が来ても，大きな被害が与えることは予想されない。

大切なことは，蛍光灯や割れた窓ガラス，台にのせてあるテレビ等の落下に気をつけることと，パニックを静めることである。

## ② 生徒のとるべき行動

発達段階に応じた地震対策を理解させる

ア 地震発生時及び緊急地震速報が出された時の行動

〔授業中〕

- ・教室では ⇒ 机の下にもぐり，机の脚をつかむ
- ・体育館や運動場では ⇒ 身をかがめ，中央部へ移動する

〔休み時間には〕

- ・廊下や階段にいる時 ⇒ 中央部へ移動し，かがむ
- ・トイレにいる時 ⇒ その場にかがむ（大便所にいる時は戸を開ける）
- ・教室にいる時 ⇒ 机の下にもぐり，机の脚をつかむ
- ・運動場にいる時 ⇒ 身をかがめ，中央部へ移動する

イ 避難時の行動

- ・「オハシモ」を実行する

オさない    ハしらない    シャべらない    モどらない

- ・先生の指示どおりに行動する

## 3 施設・設備の整備

(1) 目的

生徒の身体の安全，学校の施設・設備の保全，地域住民の避難場所を確保するために，事前に防災上の整備を実施する。

(2) 整備計画

①学校の施設・整備

- ・放送設備の確認・非常口，非常灯の確認
- ・「緊急連絡網」「安心ひろめ～る」登録の確認
- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の学校・家庭での対応の確認

②防火及び消火

- ・消火器の整備（市教委による点検が年1回あり）

- ・火災報知器の点検・整備（市教委による点検が年1回あり）
- ・消火栓及びホースの点検と整備（市教委による点検が年1回あり）
- ・防火扉の作動テスト
- ③備品の転倒や落下の防止
  - ・転倒の恐れのある備品の固定
  - ・落下の恐れのある備品を安全な場所へ移動，又は落下防止の処置
  - ・月一回の安全点検で確認
- ④救急救護関係
  - ・救急担架，医薬品の整備と充実（養護教諭が行う）
  - ・懐中電灯，乾電池，無線機等の整備と補給（校務・事務係が行う）
  - ・救出用作業工具の整備と補充（校務主任が行う）

### Ⅲ 避難マニュアル

緊急事態が発生した時，子どもも指導者もパニックを起こし，けがをしたりする。パニックが起きたり，けが人が発生したりするのが当然と考えることが，より安全な避難行動につながります。

第一避難場所……運動場

第二避難場所……体育館前広場

#### 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合「土砂災害警戒情報〈非常に危険〉または〈極めて危険〉」が発令された場合

(1) 校内放送にて全職員招集後，緊急職員会議にて生徒の安全下校および今後の対応について共通理解をはかる。

- ・生徒は学級待機とし，学年1名で見回りを行う

(2) 学級担任は，安全下校の注意を徹底し，下校を指示する。

- ・気象および通学路の状況等を確認し，生徒を安全に帰宅させうると判断したときは授業を中断し，速やかに下校させる。
- ・通学路が危険と認められる時や通学距離や気象状況等により，帰宅が困難と認められる時は，当該生徒の安全を学校で確保する。保護者にメール配信で連絡し，保護者の引き渡しにより下校させる。
- ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合は，保護者に直接引き渡しをする。保護者の引き取りがない生徒は，学校内で保護する。

(3) 任務の分担に応じて，応急対策の準備を講じる

(4) 学校再開は下記のようにする。

- ①市教委の指示に応じて，学校を再開する。
- ②市教委の指示が出ない場合は，学校から「授業再開」の連絡がされるまでの間，臨時休業（休校）とする。

## 2【避難・誘導】 パターン1 『教室で授業中の場合』

### 1 地震発生時の身の安全の確保をする。

- ①教室の出入口・窓の開放指示（教師）
- ②地震がおさまるまで机の下にもぐる（生徒）
  - ・（教師）「机の脚をつかめ」
  - ・（教師）「窓際を避ける」

### 2 揺れがおさまった時

- ① 放送又は伝達を聞く（生徒）

#### 緊急放送（校務・教頭）

校内放送が使える場合は、生徒の誘導や負傷者の救出や報告について指示する。

- ② 被害状況の報告

- ・『緊急放送』の指示に従って

担任または教科担任は被害状況を連絡



被害状況チェック表で集約



救助協力・生徒避難誘導の指示

#### 笛の使い方

教師又は生徒が負傷し、自力ではどうしても避難できないと判断した時、笛を吹いて援助を頼む

- ③負傷者の確認（教師）

- ・移動の可否を確認
- ・一人での移動が不可能の者がいた場合
  - 単数 → 近くの学級の担任に協力依頼
  - 複数 → 担任はその場で生徒の安全確保に務め、巡視が来るのを待つ

#### 教師が負傷した時

各学年の隣の学級の担任が補助。負傷した教師は隣の学級の担任に協力を依頼。

#### 職員室からの動き（教務・県事務）

職員室の教師は職員室にある火災報知器の備え付けの『非常電話』を持って、3階から巡視を開始する。被害状況を電話（インターホン）で連絡。救助の必要がある場合は、職員室からの『非常放送』の指示で動く。職員室の火災報知器に被害チェック表を置いておく。

※火災報知器の備え付けの『非常電話』は、非常電源で8時間稼働。使用台数は1台。

### 3 避難開始

- ①学年単位で行動（教師・生徒）
  - ②学級担任（教科担任）は、前後につき、運動場（第一避難場所）へ誘導
- ※平素より生徒が散らばらないよう、整然と行動できるようにしておく

#### 4 集合

- ① 学級別に、避難時の隊形に集合する（生徒）
- ② 点呼（学級の人数を確認し報告する）（教師） 担任→教頭→校長

#### 5 避難完了

- ① 次の指示を静かに待つ（生徒）

#### 6 生徒引き渡し

- ① 体育館の安全が確認された場合は体育館に移動する
- ② 担任及び通学団顧問は、防災カードに従って保護者確認を行い、引き渡す（教師）  
※学校が避難場所になっている者は、そのまま残る
- ③ 保護者の来ない生徒は、学校に残り、待機する  
※責任を持って保護する  
※学級担任が負傷の場合は、学年担当
- ④ 引き渡しの状況を逐次本部に連絡する。

### 3 【避難・誘導】 パターン2『特別教室（B棟）で授業中の場合』

#### 1 地震発生時の身の安全の確保をする。

- ① 特別教室の出入口・窓の開放指示（教師）
- ② 火を消し、ガスを止める（教師）
- ③ 地震がおさまるまで机の下にもぐる（生徒）
  - ・（教師）「机の脚をつかめ」
  - ・（教師）「窓際を避けろ」

#### 2 揺れがおさまった時

- ① 放送又は伝達を聞く（生徒）

#### ② 被害状況の報告

- ・『緊急放送』の指示に従って

担任または教科担任は被害状況を連絡



被害状況チェック表で集約



救助協力・生徒避難誘導の指示

#### ③ 負傷者の確認（教師）

- ・移動の可否を確認
- ・一人での移動が不可能の者がいた場合
  - 単数 → 近くの学級の担任に協力依頼
  - 複数 → 担任はその場で生徒の安全確保に務め、巡視が来るのを待つ

#### 緊急放送（校務・教頭）

校内放送が使える場合は、生徒の誘導や負傷者の救出や報告について指示する。

#### 笛の使い方

教師又は生徒が負傷し、自力ではどうしても避難できないと判断した時、笛を吹いて援助を頼む

#### 教師が負傷した時

各学年の隣の学級の担任が補助。負傷した教師は隣の学級の担任に協力を依頼。

#### 職員室からの動き（教務・県事務）

職員室の教師は職員室にある火災報知器の備え付けの『非常電話』を持って、3階から巡視を開始する。被害状況を電話（インターホン）で連絡。救助の必要がある場合は、職員室からの『非常放送』の指示で動く。職員室の火災報知器に被害チェック表を置いておく。

※火災報知器の備え付けの『非常電話』は、非常電源で8時間稼働。使用台数は1台。

### 3 避難開始

- ① 学年単位で行動（教師・生徒）
- ② 学級担任（教科担任）は、前後につき、体育館前広場（第二避難場所）へ誘導  
※平素より生徒が散らばらないよう、整然と行動できるようにしておく

### 4 集合

- ① 学級別に、避難時の隊形に集合する（生徒）
- ② 点呼（学級の人数を確認し報告する）（教師） 担任→教頭→校長

### 5 避難完了

- ① 次の指示を静かに待つ（生徒）

### 6 生徒引き渡し

- ① 体育館の安全が確認された場合は体育館に移動する
- ② 担任及び通学団顧問は、防災カードに従って保護者確認を行い、引き渡す（教師）  
※学校が避難場所になっている者は、そのまま残る
- ③ 保護者の来ない生徒は、学校に残り、待機する  
※責任を持って保護する  
※学級担任が負傷の場合は、学年担当
- ④ 引き渡しの状況を逐次本部に連絡する。

## 4 【避難・誘導】パターン3『体育館にいる場合（授業・部活・集会）』

### 1 地震発生時の身の安全の確保をする

- ① 落下物を避け、中央に集まり、頭部を保護しながら身をかがめる（生徒）
- ② （教師）「中央に集まれ」

### 2 揺れがおさまった時

- ① 放送又は伝達を聞く（生徒）
- ② 被害状況の報告 ・『緊急放送』の指示に従って



担任または教科担任は被害状況を連絡



被害状況チェック表で集約



救助協力・生徒避難誘導の指示

### ③負傷者の確認（教師）

- ・移動の可否を確認
- ・一人での移動が不可能の者がいた場合  
単数 → 近くの学級の担任に協力依頼  
複数 → 担任はその場で生徒の安全確保に務め、巡視が来るのを待つ

### 緊急放送（校務・教頭）

校内放送が使える場合は、生徒の誘導や負傷者の救出や報告について指示する。

### 笛の使い方

教師又は生徒が負傷し、自力ではどうしても避難できないと判断した時、笛を吹いて援助を頼む

### 教師が負傷した時

各学年の隣の学級の担任が補助。負傷した教師は隣の学級の担任に協力を依頼。

### 職員室からの動き（教務・県事務）

職員室の教師は職員室にある火災報知器の備え付けの『非常電話』を持って、3階から巡視を開始する。被害状況を電話（インターホン）で連絡。救助の必要がある場合は、職員室からの『非常放送』の指示で動く。職員室の火災報知器に被害チェック表を置いておく。

※火災報知器の備え付けの『非常電話』は、非常電源で8時間稼働。使用台数は1台。

## 3 避難開始

- ① 学年単位で行動（教師・生徒）
- ② 学級担任（教科担任）は、前後につき、体育館前広場（第二避難所）へ誘導  
※平素より生徒が散らばらないよう、整然と行動できるようにしておく

## 4 集合

- ① 学級別に、避難時の隊形に集合する（生徒）
- ② 点呼（学級の人数を確認し報告する）（教師） 担任→教頭→校長

## 5 避難完了

- ① 次の指示を静かに待つ（生徒）

## 6 生徒引き渡し

- ① 体育館の安全が確認された場合は体育館に移動する
- ② 担任及び通学団顧問は、防災カードに従って保護者確認を行い、引き渡す（教師）  
※学校が避難場所になっている者は、そのまま残る
- ③ 保護者の来ない生徒は、学校に残り、待機する  
※責任を持って保護する  
※学級担任が負傷の場合は、学年担当
- ④ 引き渡しの状況を逐次本部に連絡する。

## 5【避難・誘導】パターン4『プールにいる場合』

### 1 地震発生時の身の安全の確保をする

- ① プールの中にいる生徒は、プールサイドにつかまる。(生徒)
- ② プールサイドにいる生徒は身をかがめる。(生徒)

### 2 揺れがおさまった時

- ① 放送又は伝達を聞く (生徒)

- ② 被害状況の報告

- ・『緊急放送』の指示に従って

担任または教科担任は被害状況を連絡



被害状況チェック表で集約



救助協力・生徒避難誘導の指示

- ③ 負傷者の確認 (教師)

- ・移動の可否を確認
- ・一人での移動が不可能の者がいた場合  
単数 → 近くの学級の担任に協力依頼  
複数 → 担任はその場で生徒の安全確保に務め、巡視が来るのを待つ

教師が負傷した時

各学年の隣の学級の担任が補助。負傷した教師は隣の学級の担任に協力を依頼。

#### 職員室からの動き (教務・県事務)

職員室の教師は職員室にある火災報知器の備え付けの『非常電話』を持って、3階から巡視を開始する。被害状況を電話(インターホン)で連絡。救助の必要がある場合は、職員室からの『非常放送』の指示で動く。職員室の火災報知器に被害チェック表を置いておく。

※火災報知器の備え付けの『非常電話』は、非常電源で8時間稼働。使用台数は1台。

### 3 避難開始

- ① 着替えなし。バスタオルは持って避難する。
- ② 学級担任(教科担任)は、前後につき、体育館前広場(第二避難所)へ誘導  
※平素より生徒が散らばらないよう、整然と行動できるようにしておく

### 4 集合

- ① 学級別に、避難時の隊形に集合する(生徒)
- ② 点呼(学級の人数を確認し報告する)(教師) 担任→教頭→校長

### 5 避難完了

- ① 次の指示を静かに待つ(生徒)

#### 緊急放送(校務・教頭)

校内放送が使える場合は、生徒の誘導や負傷者の救出や報告について指示する。

#### 笛の使い方

教師又は生徒が負傷し、自力ではどうしても避難できないと判断した時、笛を吹いて援助を頼む

## 6 生徒引き渡し

- ① 体育館の安全が確認された場合は体育館に移動する
- ② 担任及び通学団顧問は、防災カードに従って保護者確認を行い、引き渡す（教師）  
※学校が避難場所になっている者は、そのまま残る
- ③ 保護者の来ない生徒は、学校に残り、待機する  
※責任を持って保護する  
※学級担任が負傷の場合は、学年担当
- ④ 引き渡しの状況を逐次本部に連絡する。

## 6【避難・誘導】パターン5『休み時間の場合』

### 1 地震発生時の身の安全の確保をする

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| ① 教室にいる場合     | 机の下にもぐる             |
| ② 廊下にいる場合     | 中央部へ移動し、かがむ         |
| ③ 体育館にいる場合    | 中央部に移動し、身をかがめ頭を保護する |
| ④ その他の屋内にいる場合 | 安全な場所に自分で判断する       |
| ⑤ 運動場にいる場合    | 身をかがめ、中央部に移動する      |
| ⑥ その他の屋外にいる場合 | 建物からなるべく離れた場所に移動する  |

### 2 揺れがおさまった時

- ① 生徒は自ら安全確認をして運動場または、集合する。

#### 緊急放送（校務・教頭）

校内放送が使える場合は、生徒の誘導や負傷者の救出や報告について指示する。

- ② 被害状況の報告

・『緊急放送』の指示に従って

担任または教科担任は被害状況を連絡



被害状況チェック表で集約



救助協力・生徒避難誘導の指示

#### 笛の使い方

教師又は生徒が負傷し、自力ではどうしても避難できないと判断した時、笛を吹いて援助を頼む

- ③負傷者の確認（教師）

- ・移動の可否を確認
- ・一人での移動が不可能の者がいた場合  
単数 → 近くの学級の担任に協力依頼  
複数 → 担任はその場で生徒の安全確保に務め、巡視が来るのを待つ

#### 教師が負傷した時

各学年の隣の学級の担任が補助。負傷した教師は隣の学級の担任に協力を依頼。

### 職員室からの動き（教務・県事務）

職員室の教師は職員室にある火災報知器の備え付けの『非常電話』を持って、3階から巡視を開始する。被害状況を電話（インターホン）で連絡。救助の必要がある場合は、職員室からの『非常放送』の指示で動く。職員室の火災報知器に被害チェック表を置いておく。

※火災報知器の備え付けの『非常電話』は、非常電源で8時間稼働。使用台数は1台。

### 3 集合

- ① 学級別に、避難時の隊形に集合する（生徒）
- ② 点呼（学級の人数を確認し報告する）（教師） 担任→教頭→校長

### 4 避難完了

- ① 次の指示を静かに待つ（生徒）

### 5 生徒引き渡し

- ① 体育館の安全が確認された場合は体育館に移動する
- ② 担任及び通学団顧問は、防災カードに従って保護者確認を行い、引き渡す（教師）  
※学校が避難場所になっている者は、そのまま残る
- ③ 保護者の来ない生徒は、学校に残り、待機する  
※責任を持って保護する  
※学級担任が負傷の場合は、学年担当
- ④ 引き渡しの状況を逐次本部に連絡する。

## 7 【避難・誘導】パターン6『校外にでかけている場合』

### 1 地震発生時の身の安全の確保をする

- ① 生徒だけの時は、自分で判断して安全な場所に移動する。
- ② 教師がいる時は、教師の指示に従い安全な場所に移動する。

### 2 揺れがおさまった時

- ① 校区内にいる時は、安全を確かめ学校へ戻る。
- ② 校区外にいるときは、近くの避難場所（学校等）に行き学校へ連絡する。
- ③ 市外等に出かけている場合は、あらかじめ決められた避難場所に集まる。

#### IV 避難直後の教職員の動き

生徒が避難し終えた時の職員の動きは次の通りとする  
 (ただし、消火班は生徒の避難時に障害のある場合のみ出動、生徒の円滑な避難を第一とする)

	校 長		
	教 頭 (指示を出す)		
①通報連絡班	各関係機関及び校内連絡 (消防署への救助依頼、校内放送等)	—————	○校務・教頭
②消火班	初期消火活動	—————	○3年主任・2年主任・1B担任
③搬出班	非常持ちだし、重要物件の搬出	—————	○県事務・市職
④警備班	現場警戒及び保護者・不法侵入者への対応	—————	○1年主任・2B担任・3A担任
⑤救護班	負傷者の応急看護	—————	○養護・2A担任
⑥生徒班	生徒の指導	—————	○特支主任・特支担任・1年副主任
⑦職員室班	外部への対応	—————	○教務・県事務

- ・運動場及び体育館前広場での教職員の活動が一段落した後、生徒を体育館に誘導する。
- ・防災カードに従って、生徒を保護者に引き渡す。
- ・教職員は、生徒・保護者の対応をする。

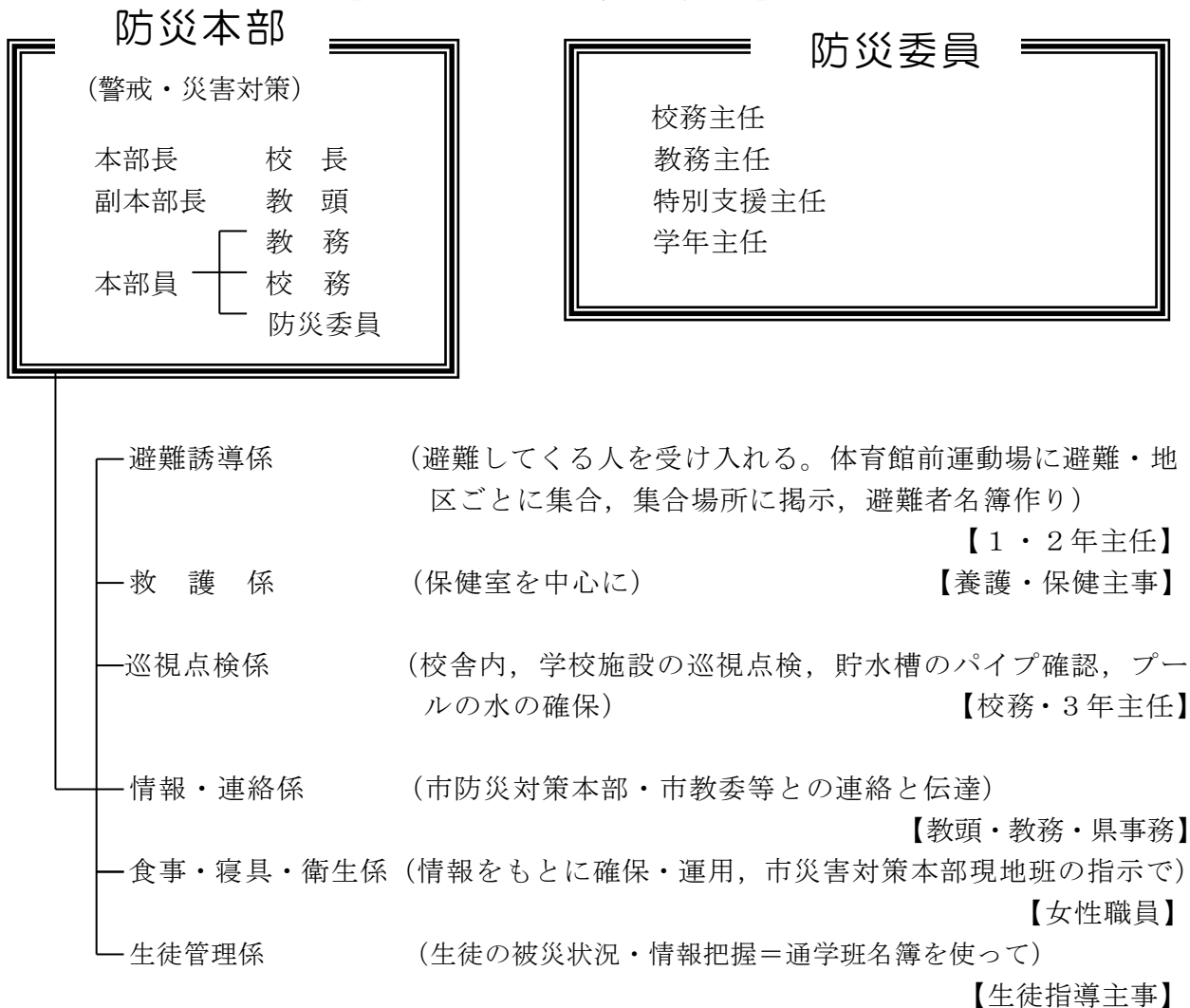
#### V 災害復旧時の措置

- 1 校長は、災害復旧に関わる諸措置について、教育委員会及び諸機関との連携を密にし、万全を期する。
- 2 校長は、災害状況を把握し、諸措置を市教委に報告すると共に必要な指示を受ける。
  - ※ 学校が避難所となっており、「市災害対策本部」が機能し同本部から現地班（班長1名、副班長1名、班員3名で構成）が来るまで避難住民に指示を与える。
  - ※ 「市災害対策本部現地班の職務内容」 ① 避難所の開設      ② 避難住民の把握

学校管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の保全に努めると共に避難してきた住民に適切な指示を与える。

- 3 校長は、教職員を把握し、速やかに応急教育計画を確定すると共に、生徒及び保護者に連絡する。
- 4 校長は、災害復旧状況の推移を把握し、市教委と緊密な連絡のうえ、平常授業に戻すように務めその時期を保護者に連絡する。(市の広報に依頼)
- 5 校長は、生徒の被害状況を把握し、必要に応じて教科書、教材、文具等の給与に関わる諸手続を市教委及び関係諸機関に行う。

### 【西浦中学校防災組織表】



《体育館避難場所掲示図》

体育館2階フロア  
一時避難者収容人員 500人  
長期避難者収容人員 100人

	体育館フロアー
--	---------

【令和3年度地区別世帯数・人口】

	世帯数
稲生	208
馬場	493
知柄	442
竜田	617
橋田	365
合計	2125

## VI 突発地震発生時の救援活動

- ・突発地震が発生した場合，生徒の下校の判断は学校長が下す。
- ・大きな被害が発生した地震の場合，市防災対策本部現地班が学校に来るまで，学校長が責任者となる。
- ・勤務時間外の時は，鍵の保管者が出校し，鍵を開ける。

### 《南海トラフ地震臨時情報発表時の非常配備》

	動員区分	勤務時間内	勤務時間外	出張中
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	校長 教頭	ただちに配備 につく	ただちに出勤し，配備 につく	ただちに帰校 し，配備につく
	教職員		自宅待機	自宅待機
南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震注意) (巨大地震警戒)	校長 教頭 校長指名 職員	ただちに配備 につく	ただちに出勤し，配備 につく	ただちに帰校 し，配備につく
	教職員		自宅待機	自宅待機
(学校長の判断)	全教職員	ただちに配備 につく	ただちに出勤し，配備 につく	ただちに帰校 し，配備につく

### 《地震情報発表および発生時の非常配備》

	動員区分	勤務時間内	勤務時間外	出張中
震度 4 (津波注意報)	校長 教頭	ただちに配備 につく	ただちに出勤し，配 備につく	ただちに帰校 し，配備につく
	教職員		自宅待機	自宅待機
震度 5 (弱・強) (津波警報)	校長 教頭 校長指名 職員	ただちに配備 につく	ただちに出勤し，配 備につく	ただちに帰校 し，配備につく
	教職員		自宅待機	自宅待機
震度 6弱以上 (大津波警報)	全教職員	ただちに配備 につく	ただちに出勤し，配 備につく	ただちに帰校 し，配備につく

### 【救援活動手順】

- ① 受け入れ（避難してきた人を受け入れる，地区名ボードを設置）教師 2 名・P T A
- ② 救護（保健室を中心に）教師 2 名・P T A
- ③ 状況確認（校舎・学校周辺の巡視点検）教師 2 名・P T A  
※ 貯水槽のバルブ確認，プールの水の確保
- ④ 情報収集・連絡（関係諸機関と）教師 2 名・P T A
- ⑤ 食事（確保・運搬）教師 3 名・P T A
- ⑥ 寝具衣類教師 2 名・P T A
- ⑦ トイレ教師 1 名・P T A

※出校した職員は，学校長の指令で各係分担につく

### Ⅶ 暴風（暴風雪）警報および特別警報発表時

状況	蒲郡市に午前 6 時の時点で警報が発令されている	登校後に警報が発令された
授業の有無	授業を行わない	授業を中止し，安全を確認して速やかに下校させる
教師の動き	学校待機・通学路点検	集団下校を組織し，送っていく（出迎え希望の保護者には，渡す）

### Ⅷ 風水害による住民避難の場合

「地震時の避難」に準じた体制を整える

### Ⅸ 火災発生時の生徒の避難について

#### 1 基本的な考え

- ・ 鉄筋の建物では，天井裏・壁の裏から出火（ほとんどの場合は，電気配線のショートによる出火）は，消火困難であるから生徒を速やかに避難させる。
- ・ ストーブ・ガス等の失火による出火は，初期消火をして生徒の安全確保を行うと共に，速やかに避難させる。

#### 2 教職員の動きについて

p. 12 の「Ⅳ 避難直後の教職員の動き」の分担にしたがって，組織的に動く。

#### 3 生徒の避難誘導について

「地震時の避難」に準じた体制を整える。